

## 旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和8年3月26日

旭川市長 今津寛介

### 1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 旭川市愛育センター庁舎清掃業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

旭川市愛育センター施設の清掃

イ 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市春光2条7丁目 旭川市愛育センター

旭川市子育て支援部愛育センター

電話 0166-51-3059

### 2 契約の相手方の選定基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設であって、旭川市内で活動し、清掃業務の実施を可能としている就労継続支援A型事業所を運営する法人

### 3 契約の相手方の決定方法

上記2により、就労継続支援A型事業所について本業務の実施が可能かどうかを事業所を運営する法人に電話等により確認した結果、本業務の履行が可能である業者は、旭川ヒューマンサービスセンターを運営する社会福祉法人鷹栖共生会のみであったため、当該1者から見積書を徴取し、その見積金額が予定価格内の場合、契約を締結する。